

愛媛県老人福祉施設協議会 会長
愛媛県老人保健施設協議会 会長
愛媛県地域密着型サービス協会 会長 } 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長
(公 印 省 略)

高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業費補助金の要望調査について

このことについて、標記補助金のニーズを把握するため、別添調査票により要望調査を実施することとしました。

つきましては、貴会会員への周知等について御協力をお願いします。

※回答期限：令和3年12月23日（木）

※回答方法：メール（choujukaigo@pref.ehime.lg.jp）またはFAX（089-935-8075）

（参考）補助制度の概要

高齢者福祉施設に入所する方と、来所が困難となっている御家族等との繋がりを保つため、施設にオンライン面会に使用する機器の導入に必要な経費に対し、1施設あたり最大25万円の補助を行います。

1. 補助対象者

愛媛県内で、次の高齢者福祉施設を運営する法人等

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 介護医療院
- (5) 介護療養型医療施設
- (6) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- (7) 特定施設入居者生活介護
- (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護

※原則、新たに機器を導入する施設に限ります

2. 補助対象経費

- (1) タブレット端末等のハードウェア、ソフトウェア、モニター・マイク・ヘッドフォン等の購入費、Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- (2) 施設内にオンライン面会コーナーを設ける場合にはパーテーション設置費等、オンライン面会を実施するために必要な経費
- (3) リースの場合については、上記補助対象経費に対応した経費

3. 補助率及び補助上限

補助率 … 3/4以内 補助上限額 … 1施設あたり25万円

4. その他の条件

- ・令和3年10月の募集に応募し、交付決定を受けた施設は補助対象外です。
- ・他の補助金との併用はできません ・既に導入済みの機器は補助対象外です
- ・調査票は県ホームページにも掲載しています
（トップページで「オンライン面会」で検索）
- ・この要望調査は、令和3年度中又は4年度の早期に導入意向があるか、潜在的な需要を調査するものであり、補助金の交付申請として取扱うものではありません

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課 長寿政策係 森原
(電話) 089-912-2446